

# 令和6年度倉吉市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成事業

児童生徒がタブレット端末を使った家庭学習等を行うために、ご家庭のWi-Fiルーターを介したインターネット通信環境を新たに整備する費用の一部を助成します。

## 対象者

家庭にWi-Fiルーターを介したインターネット通信環境のないご家庭のうち、令和6年度にタブレット端末で家庭学習等を行うための通信環境整備を行った本市の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者**1家庭1回の申請**とする  
※生活保護世帯の方は事前にご相談下さい

## 対象品目（詳細下記）

- タブレット端末で家庭学習等を行うため、**新たに**必要になったもの
- ・工事費
  - ・契約料
  - ・機器購入費又はリース料
  - ・通信会社と契約した通信料、利用料

## 助成金額

上限1万円

※1万円未満の場合は、その実費額

## 提出書類

- ①倉吉市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金交付申請書兼請求書
- ②支払いの分かる書類（詳細裏面）
- ③申請者（保護者等）名義の振込先通帳等の写し

### 申請期間

令和6年8月1日～令和6年8月31日（閉庁日を除く9時～17時まで）  
令和7年2月1日～令和7年2月28日

### 助成の対象となるもの（令和6年4月1日～令和7年2月28日支払済のもの）

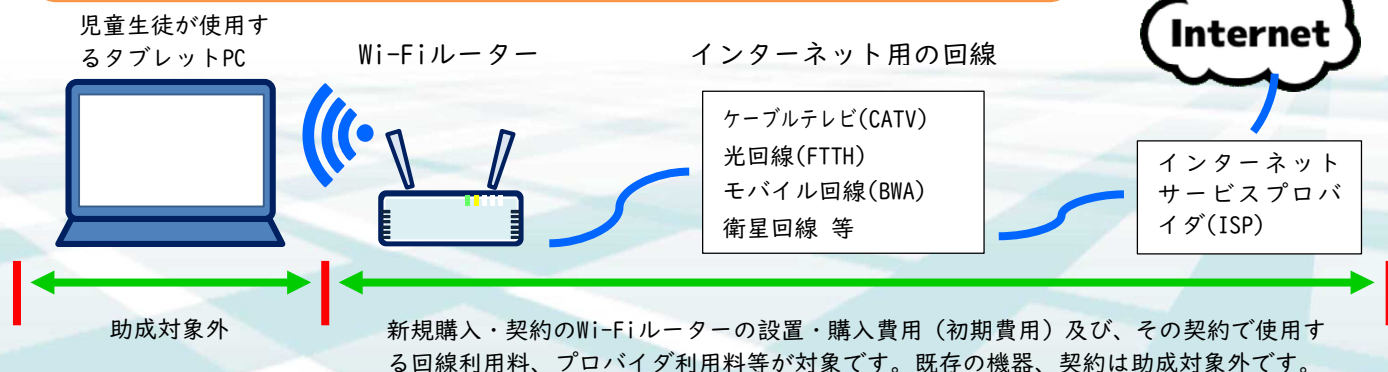
- ・工事費 インターネット接続のため新たに必要になった工事費
- ・契約料 モバイルWi-Fiルーターに係るSIMカードの契約料を含む
- ・機器購入費又はリース料 新たに購入した家庭用Wi-Fiルーター等の機器購入費又はリース料
- ・通信会社と契約した通信料、利用料

### 助成の対象とならないもの

- ・単なる買い替えや買い足し
- ・スマートフォン・タブレットPC等の端末

**（注意）1万円を超える費用、通信料、リース料等R7年3月以降の費用は自己負担になります**

### 家庭用Wi-Fiルーターを介したインターネットへの接続イメージ



## 【提出書類】

助成対象経費を支払ったことを証明する書類の例

- ・ 契約内容の分かるもの  
契約者名、契約期間、契約内容の分かる契約書や申込書等
  - ・ 令和6年4月～令和7年2月の間に支払った額が分かるもの  
明細の分かるレシート、領収書、クレジットカード明細 等
- ※ 支払者名や支払内容等詳細が分かるもの

(注意)

- ・ 必要に応じて、追加資料を求める場合があります。
- ・ 助成金の請求には、必ず上記提出書類が必要ですので、ネットでの契約など紙での契約書や領収書がない場合は、契約の際に確認してください。

## 【申請方法】

- ・ 必要書類を教育総務課（北庁舎2階）若しくは関金支所に持参するか、教育総務課へ郵送して下さい。
- ※ 倉吉市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成金交付申請書兼請求書は、教育総務課及び関金支所の窓口に設置しています。また、教育総務課ホームページにも掲載しています。
- ・ 8月又は2月に申請して下さい。

問合せ先

倉吉市教育委員会事務局 教育総務課

〒682-0823 倉吉市東町435-1 ☎ (0858-22-8165)